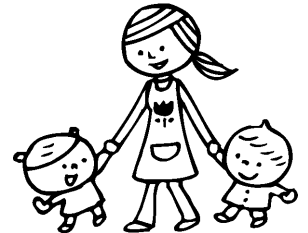




国分寺市立児童館・学童保育所の施設運営ガイドライン

国分寺市立児童館・学童保育所の施設整備計画

国分寺市立児童館・学童保育所の施設運営計画



平成 22 年 3 月

国分寺市

目次

I	国分寺市立児童館・学童保育所の施設運営ガイドライン	
	1. 国分寺市立児童館の施設運営に関するガイドライン	・ ・ ・ ・ ・ P 2
	2. 国分寺市立学童保育所の施設運営に関するガイドライン	・ ・ ・ ・ ・ P 9
II	国分寺市立児童館・学童保育所の施設整備計画	・ ・ ・ ・ ・ P 1 6
III	国分寺市立児童館・学童保育所の施設運営計画	・ ・ ・ ・ ・ P 1 7
	資料	・ ・ ・ ・ ・ P 1 9
	1 国分寺市立児童館・学童保育所の市独自のガイドライン等策定委員会設置要綱	
	2 国分寺市立児童館・学童保育所の市独自のガイドライン等策定委員会委員名簿	
	3 国分寺市立児童館・学童保育所の市独自のガイドライン等策定委員会開催状況	

1. 国分寺市立児童館の施設運営に関するガイドライン

【1. 児童館の理念】

児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設として、次のような理念・目的に基づいて運営を行うものとする。

- (1) 児童に直接働きかけ、遊びを通して健全育成を図る。
- (2) 児童に文化を提供し、児童自らが文化を創造する活動を援助する。
- (3) 家庭の子育てを援助しつつ、児童の保護、育成を図る。
- (4) 地域社会に働きかけ、地域と共に、健全育成を進める。

参考：【児童福祉法第 40 条】児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

【2. ガイドラインの位置付け】

国分寺市立児童館の施設運営に関するガイドライン（以下「当ガイドライン」という。）の位置付けは、次のとおりとする。

- (1) 当ガイドラインは、児童館の運営について守られるべき最低基準を示したものである。
- (2) 当ガイドラインは、国分寺市立児童館を利用する全ての者を対象とし、事業運営方式の如何を問わず適用されるものである。
- (3) 児童館の運営者は、当ガイドラインを超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
- (4) 当ガイドラインを超えて、設備を有し、又は運営をしている児童館においては、その設備又は運営を低下させてはならない。

【3. 対象者】

児童館を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に居住する、保護者同伴の乳児又は幼児を含む 18 歳未満の児童（以下「児童」という。）及び児童福祉に係る事業に携わる者。
- (2) 市外に居住する、児童及び児童福祉に係る事業に携わる者であって、市長が適当と認める者。

【4. 開館日・開館時間】

児童館の開館日と開館時間は、次のとおりとする。

(1) 開館日

開館日は毎週月曜日から土曜日までの 6 日間（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く。）とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。この場合、児童館は、事前に利用者に告知するとともに、その周知を図るものとする。

(2) 開館時間

開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。その場合は、児童館は、次の点に留意した開館時間とする。

- ① 小学生以下の児童の帰宅が遅くならないよう配慮する。
- ② 地域住民に配慮する。
- ③ 中高生等の年長児童が充分活動できるように配慮する。

【5. 施設・設備】

児童館の施設及び設備については、次のとおりとする。

(1) 建物の構造

耐火構造とし、「国分寺市耐震改修促進計画」（平成20年3月策定）で定める耐震基準を満たしたものであるとする。

(2) 建物の規模

児童館一施設当たり、330㎡以上とする。

なお、隣接・近隣の公園等を活用するなどを含め、屋外の遊び場の確保に積極的に努めるものとする。

(3) 障害児に対する配慮

児童館は、可能な限り、障害のある児童が利用できるように、配慮をするものとする。

(4) 設備

① 児童館の建物には、原則として、集団遊び等各種の遊びができる遊戯室、会合やクラブ活動のできる集会室、図書室、相談室、創作活動ができる図工室及び事務執行に必要な施設を設けるものとする。学童保育所が併設される場合は、国分寺市立学童保育所の施設運営に関するガイドラインによるものとする。

② 児童館の建物には、中高生等の年長児童用の設備または、使いやすい環境設定を行うものとする。

③ 児童館の建物が他の公共施設等と併設する場合、複合施設の利点を生かした効率的な運営が期待でき、かつ、利用する児童の処遇に支障がないときは、原則として遊戯室、図書室及び育成室以外の児童館の設備について、他の公共施設等と共用することができるものとする。

同一施設を共用する場合の図書室については、児童及び児童以外の者がそれぞれ調和を保ちながら読書できるような配慮がなされることを条件に、図書室に替えて、児童用図書コーナー等でも差し支えないものとする。

(5) 遊びのための環境整備

児童館の環境は、以下のことについて配慮されていることが望ましい。

- ① 乳幼児から中高生までの児童すべてが日常的に気軽に利用できる環境があること。
- ② 利用者が自発的に活動できるように環境が整備されていること。
- ③ くつろいだり、休憩したりするふれあいスペースが作られていること。
- ④ 幅広い年齢の児童が交流できる場が日常的に設定されていること。

(6) 改築工事等が発生する場合

児童館の改築工事等が発生する場合は、速やかに周知を行うとともに、利用者等に対し工事期間中の安全対策・工事期間の説明を充分行うこと。また、工事期間中の事業運営等をできるだけ妨げないような工夫をすること。

【6. 職員体制】

児童館には、児童館の目的と役割を理解する職員を次のとおりに配置するものとする。

(1) 配置基準

- ① 1施設における職員の人数は2名以上とし、開館時間帯は常に常勤職員1名以上が必ず配置されるものとする。
- ② 開館時間延長を行う場合は、1施設には3名以上の常勤職員が在籍することが望ましい。
- ③ 利用者数や施設の構造などに応じて必要な職員を配置するものとする。
- ④ 児童館には、実質的な運営管理にあたる責任者（館長）を置くものとする。ただし、館長は、複数館を兼任することを可能とする。

(2) 資格

- ① 常勤職員は、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者とする。
- ② 非常勤職員については、上記の資格を有する者のほか、子育て経験者や教育に関わる学習をしている学生、児童の遊びや生活に関わる経験を持つ者が望ましい。

【7. 児童館職員の役割】

(1) 児童館職員は、児童館の理念・目的に基づく児童館運営を行い、児童の成長と発達を支援する重要な役割を担っていることを自覚し、下記に掲げる項目を守るものとする。

- ① 児童が積極的に利用したいと思える場所づくりに努めること。
- ② 児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）の精神及び当ガイドラインの理念を遵守し、児童の最善の利益を考え、人権を尊重すること。
- ③ 児童ひとりひとりの個人差への配慮を行うこと。
- ④ 職員として知り得た個人情報については、国分寺市個人情報保護条例に基づき慎重に扱い、その取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止について必要な措置を講じ、個人情報の保護に努めること。
- ⑤ 児童館職員としての専門性を高めるために、市、都その他関係機関主催の研修へ参加するとともに、自ら積極的に学習・研鑽に努め、資質の向上を目指すこと。
- ⑥ 事業費その他経費について適切に取り扱うこと。

(2) 児童館職員は、以下について利用児童の成長・発達段階の理解とそれに見合った対応を心がけるものとする。

① 乳幼児と保護者への対応

- イ 乳幼児と保護者が日常的に利用できるような配慮を行うこと。
- ロ 年間を通じて参加者のニーズに基づいた乳幼児向け事業を実施すること。
- ハ 保護者同士が交流する機会を設け、保護者が企画や運営に参加できるよう努めること。
- ニ 子育て相談や情報の提供等、育児に関する保護者への支援を行うこと。

② 小学生児童への対応

- イ 個々の児童の状態や体調及び心理状態を考慮し、遊びを通して心と身体の健康増進に向けて適切に支援すること。
- ロ 個別・集団援助を念頭において、遊びを通して個人や集団の成長及び社会性の育成に向けて

働きかけること。

- ハ 児童からの相談や、職員から児童への話しかけが自然な形で行なわれるよう努めること。
 - ニ 遊びの場面で起こるけんかやトラブルへの対応を適切に行うこと。
 - ホ 特に一人で来館した児童への支援を適切に行うこと。
 - へ 障害の有無や国籍の違いなどにかかわらず、多様な児童と一緒に遊べる工夫をすること。
 - ト 日常活動とのバランスや児童の自主性・主体性を育てることを意識して行事を企画すること。
 - チ 児童の人格的な成長を意識した働きかけをすること。
- ③ 中高生等の年長児童への対応
- イ 中高生等も気軽に立ち寄れる雰囲気づくりに努めること。
 - ロ 中高生等だけで使える場や時間を設定すること。
 - ハ 思春期の特有な相談などへ対応すること。
- ④ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、子ども家庭支援センターと連携し、関連する機関と協力して対策を講じること。
- ⑤ 防災対策・防犯対策・不審者対策と安全指導及び避難訓練の実施をすること。
- ⑥ その他、児童の健全育成上必要な行動、遊びを行うこと。

【8. 学校及び教育委員会との連携】

児童館の運営者は、児童館運営において、効果的な運営を行うために、次のとおり、学校及び教育委員会との連携を図るものとする。

- (1) 児童館の活動について、理解を得るよう、学校及び教育委員会への広報活動を行うこと。
- (2) 各世帯への広報活動に関して、学校の協力を得ること。
- (3) 児童の状況について、個人情報の保護に十分な配慮を行いつつ、学校及び教育委員会との情報の共有を図ること。
- (4) 各事業の実施に当たっては、学校用地及び施設の活用等、学校及び教育委員会の協力を得ること。
- (5) 市民の協力を得て、教育委員会との連携事業を実施すること。

【9. 関係機関・地域住民・市民活動団体等との連携】

児童館の運営者は、児童館運営において、効果的な運営を行うために、次のとおり、関係機関、地域及び市民活動団体等との連携を図るものとする。

- (1) 関係機関
 - ① 地域社会で児童が安全に過ごせるよう、利用者への協力の呼びかけ、警察をはじめ地域の関係機関や団体と連携した不審者情報の共有や見守り活動など、児童・保護者並びに地域と連携した取り組みを行うこと。
 - ② 利用者の病気や事故、トラブルなどに備えて日常から地域の医療・保健・福祉等の関係機関と連携を図るよう努めること。
- (2) 地域住民等
 - ① 児童館が地域の一員としての社会的役割を果たしていくために、職員と利用者が協力して地域住民等の理解と協力を得るための積極的な取り組みを行い、児童館と地域の関わりを大切にすること。
 - ② 児童の生活の場を広げるため、地域交流・異世代間交流など、地域住民と様々な交流する機会を設けるよう努力すること。

- ③ 地域での子育て支援活動へ支援を行うこと。
 - ④ 児童の遊びを豊かなものにしていくために、地域の資源（自然、人材、農地と作物等）を積極的に活用すること。
 - ⑤ 児童館職員は、児童館という建物の中だけに活動するのではなく、館外へも自ら目を向け、児童館を利用していない子どもを含む児童全体への支援を充実させるなど、地域で活動している市民や市民活動団体と協力し、児童の代弁者として、子育て支援の充実を図ること。
- (3) 市民活動団体等
- NPO法人などの市民活動団体と連携し、遊び場活動を展開するなど、児童の居場所づくりに積極的に取り組むこと。

【10. 安全対策】

児童館の運営者は、児童館運営において、利用者の安全を確保するために、次のとおり、配慮するものとする。

(1) 事故やケガの防止と対応

- ① 心身両面にわたり利用者の安全を守るために、危険防止に向けた対策をとり、事故やケガが発生した時の対応に関するマニュアルを作成すること。
- ② 万が一事故やケガが発生した場合、近隣の医療機関等と連携して速やかに適切な処置を行うとともに、保護者等に事実を伝え、誠実に対応すること。

(2) 防災・防犯対策

- ① 緊急事態の発生時には的確に対応できるよう、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保等及び必要な通報についての対応計画やマニュアルを策定し、職員に周知を図り、定期的に防災訓練、防犯訓練を実施すること。
- ② 防犯のため、利用者カードによる利用者の登録を行うこと。

【11. 特に配慮を必要とする利用者への対応】

児童館の運営者は、児童館運営において、特に配慮を必要とする利用者について、次のとおり、対応するものとする。

(1) 障害のある児童について

- ① 利用の希望がある場合可能な限り受入れに努めること。
- ② 受入れに当たっては、施設・設備について配慮すること。
- ③ 障害のある児童を受け入れるための研修等への参加に努め、利用の際の円滑な運営に備えること。

(2) 虐待等への対応の必要のある児童について

- ① 虐待、いじめ、体罰等、権利が侵害される恐れのある児童についても特に配慮し、関係機関と密に連携して対応すること。
- ② 虐待等の問題についての研修等への参加に努め、利用の際の円滑な運営に備えること。

(3) 子育て中の保護者への支援について

- ① 1人でも利用でき、相談しやすい関係づくりに努めること。
- ② 特に不安要因を強く抱えている保護者について、関係機関へ結びつけること。

(4) 青少年の非行・思春期問題への支援について

- ① 相談しやすい関係づくりに努めること。
- ② 必要によって関係機関へ結びつけること。
- ③ 次世代の親として認識して、相談に対応すること。
- ④ 非行防止のための状況把握ができる関係づくりに努めること。

【12. 事業内容等の向上について】

児童館運営において、市及び指定管理者は、事業内容等の向上のため、次のとおり、配慮するものとする。

(1) 研修の実施，参加の保障について

- ① 職員の資質の向上，専門性を高めるための研修等を実施すること。
- ② 市，都，大学などの他の関連機関主催の児童館に関連する研修会へ職員が参加する機会及び情報を積極的に提供すること。

(2) 事業内容の点検等について

- ① 事業内容について組織的，客観的に検証する機会を持ち，事業内容向上に向けた取り組みに努めること。
- ② 定期的に他の児童館施設職員と協議する機会を持ち，ともに事業内容向上を図ること。

【13. 市民への情報提供等】

児童館の運営者は，児童館運営において，市民への情報提供等について，次のとおり，行うものとする。

- (1) 施設の利用促進を図るため，施設案内パンフレット等を作成し，市報・インターネット等を通じて，積極的かつ効果的なPRや情報提供を行うこと。
- (2) 保護者及び児童向けの情報提供のため，毎月おたよりを作成すること。
- (3) 開館時間や施設内でのきまりなど，利用上のルールについて利用者に周知すること。
- (4) 児童館の運営状況について，市民に積極的に情報提供を行い，児童館への理解や認識を深めることに努め，市民との信頼関係を構築すること。

【14. 苦情・要望への対応】

児童館の運営者は，児童館運営において，利用者に限らず，地域からの苦情・要望について，苦情対策責任者，苦情受付担当者，第三者委員の設置や，苦情解決に向けたマニュアルの整理等，迅速かつ適切に解決を図るため，次の内容に留意し，十分な対応を行うこととする。市は，さらに，今後，第三者による事業評価を行うしくみを構築することとする。なお，市は，施設運営が指定管理制度に移行した場合は，指定管理者と連携して，苦情・要望への対応に努めることとする。

- (1) 苦情・要望の受付窓口について，利用者に分かりやすく掲示する等，周知徹底を図ること。
- (2) 苦情・要望を受け付けた場合は内容をよく聴き取り，速やかに対応し，解決を図ること。
- (3) 苦情・要望を受け付ける手法として，今あるしくみの他，更に充実させること。特に，定期的なニーズの把握に努めること。
- (4) 苦情・要望については，課題の抽出を行い，職員間の共有を図ること。
- (5) 苦情・要望については，個人情報に配慮しつつ，利用者への公開に努めること。

【15. 施設の運営方法について大きな変更がある場合】

市は、施設の運営方法について、大きく変更する場合は、次の内容を守らなければならないものとする。

- (1) 広く市民の理解を求めること。
- (2) 施設の運営主体を変更する場合、運営団体決定の際は、児童の心の安定を第一に考慮し、十分な引き継ぎ期間を設け、引き継ぎ期間終了前には、十分な引継ぎが行われたか、利用者を含め確認する機会を設けること。
- (3) 国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例，国分寺市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則などの各規定に基づいた手續きをとること。

2. 国分寺市立学童保育所の施設運営に関するガイドライン

【1. 学童保育所の理念】

学童保育所は、児童福祉法第21条に基づき放課後児童健全育成事業として、次のような理念・目的に基づいて運営を行うものとする。

- (1) 保護者の就労又は疾病等の理由により、適切な監護を受けられない児童に、放課後における「適切な遊び及び生活の場」を提供し、その健やかな成長・発達を図ることを目的とする。
- (2) 単に放課後の児童を預かるだけの場所ではなく、児童の最善の利益を保障し、児童の人権を尊重するという立場から、児童が安心して豊かな放課後を過ごせる居場所を目指していくものである。
- (3) 児童の成長と発達を保障し、児童の自立を支援することを目的として、学童保育所を理解する職員とともに、保護者の両者が協議し、手を取り合って運営していく場とする。
- (4) 地域社会に働きかけ、地域の支えを受けて、その運営の充実を目指す。

参考：【児童福祉法第21条の10】市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第六条の二第二項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

【2. ガイドラインの位置付け】

国分寺市立学童保育所の施設運営に関するガイドライン（以下「当ガイドライン」という。）の位置付けは、次のとおりとする。

- (1) 当ガイドラインは、学童保育所の運営について守られるべき最低基準を示したものである。
- (2) 当ガイドラインは、国分寺市立学童保育所に通う全ての児童を対象とし、事業運営方式の如何を問わず適用されるものである。
- (3) 学童保育所の運営者は、当ガイドラインを超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
- (4) 当ガイドラインを超えて、設備を有し、又は運営をしている学童保育所においては、その設備又は運営を低下させてはならない。

【3. 対象児童】

学童保育所を利用できる対象児童は、次に掲げる要件を満たす児童とする。

- (1) 市内に居住し、保護者が就労、疾病、出産等の理由により適切な監護を受けられない児童で、かつ入所を希望する小学校1年から3年生及び心身に障害を有する小学4年生から中学3年生の児童。
- (2) その他市長が認めた者。

【4. 規模】

学童保育所の児童受入規模については、次のとおりとする。

- ① 1施設の児童受入規模については、おおむね40名程度までとすることが望ましい。
- ② 1施設の上限人数は最大70人とする。この基準を超える状態が継続することが見込まれる場合は、分割するなどの方法により、規模の適正化に努めるものとする。
- ③ 障害児の受入に関しては、国分寺市学童保育所障害児保育実施規則によるものとする。

【5. 開所日・開所時間】

学童保育所の開所日と開所時間は、次のとおりとする。

(1) 開所日

開所日は毎週月曜日から土曜日までの6日間（国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く）とする。

(2) 開所時間

① 開所時間は原則として下校時から午後6時までとし、土曜日、学校休業日、長期休業期間は午前8時30分から午後6時までとする。

② 学級閉鎖、学校閉鎖等については、学校開始時間により近い時間に開所できるように努め、保護者の就労実態をふまえて8時間以上開所する。

(3) その他

① 新1年生については、保育所との連携を考慮し4月1日より受け入れる。

② 市長が特に必要と認めるときは、開所時間を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

【6. 施設・設備】

学童保育所の施設及び設備については、次のとおりとする。

(1) 施設・設備の基準

① 「国分寺市耐震改修促進計画」（平成20年3月策定）で定める耐震基準を満たしている建物であること。

② 児童が安心してすごせる場を保障するために、児童の為の専用の部屋、または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるように留意すること。

③ 児童が生活するスペースについては、児童1人あたり1.65㎡以上の空間の確保を基準とし、その達成に努めること。

④ 障害を持つ児童の利用が可能なようにバリアフリー化に努めること。

⑤ 児童の体調が悪いときなどに休息できる静養スペース（静養室または静養ベッドの設置）を確保すること。

⑥ 施設・設備については衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。

⑦ 遊びを豊かにする遊具や図書を設けていること。

⑧ 室内・外遊びができる場所を確保していること。

(2) 改築工事等が発生する場合

学童保育所の改築工事等が発生する場合は、速やかに周知を行うとともに、保護者等に対し工事期間中の安全対策・工事期間等の説明を充分行うこと。また、工事期間中であっても学童保育所における保育や行事をできるだけ妨げないような工夫をすること。

【7. 職員体制】

学童保育所には、学童保育所の目的と役割を理解する職員を次のとおりに配置するものとする。

(1) 配置基準

- ① 1施設における職員の人数は、最低基準として登録人数1～44名までに対し2名以上、45～70名までに対し3名以上、71名以上に対しては4名以上の基準で配置するが、各々1名ずつ増員することが望ましい。

ただし、登所人数が少ない時間帯及び時期については、実態に即し、協議のうえ、職員数を上記の基準に従い登所人数に応じた人数に減員することができることとする。

- ② 開所時間帯のうち保育を必要とする時間帯は、常勤職員1名以上が配置されるものとする。
- ③ 開所時間延長を行う場合は、1施設には3名以上の常勤職員が在籍することが望ましい。
- ④ 障害児を受け入れる場合は、上記基準にかかわらず、障害児1名に対し、さらに職員1名を配置することを基本とするが、障害の状況により、国分寺市学童保育所障害児入所協議会設置規程（平成19年2月9日訓令第2号）で定める協議会において、協議の上、その配置人数について実態に応じ、柔軟に対応することができるものとする。

(2) 資格

- ① 常勤職員は、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。
- ② 非常勤職員については、上記の資格を有する者のほか、子育て経験者や教育に関わる学習をしている学生、児童の遊びや生活に関わる経験を持つ者が望ましい。

【8. 学童保育所職員の役割】

- (1) 学童保育所職員は、学童保育所の理念・目的に基づく学童保育所運営を行い、児童の成長と発達を支援する重要な役割を担っていることを自覚し、下記に掲げる項目を守ることとする。

- ① 学童保育所を利用する児童が積極的に利用したいと思える場所づくりに努めること。
- ② 児童の権利に関する条約（平成六年五月十六日条約第二号）の精神及び当ガイドラインの理念を遵守し、児童の最善の利益を考え、人権を尊重すること。
- ③ 児童ひとりひとりの個人差への配慮を行うこと。
- ④ 職員として知り得た個人情報については、国分寺市個人情報保護条例に基づき慎重に扱い、その取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止について必要な措置を講じ、個人情報の保護に努めること。
- ⑤ 学童保育所職員としての専門性を高めるために、市、都その他関係機関主催の研修へ参加するとともに、自ら積極的に学習・研鑽に努め、資質の向上を目指すこと。
- ⑥ 教材費などの雑費、おやつ代、その他経費について適切に取り扱うこと。

- (2) 学童保育所職員は児童の成長と発達を支援し、日常的な健康管理や情緒の安定を図るため、次に掲げる業務を行うこととする。

- ① 児童の出欠席の確認をはじめとした安全の確保、保護者への連絡先の把握をすること。
- ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
- ③ 児童が宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。
- ④ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。
- ⑤ 活動状況についてのお便りや日常的な保育内容については連絡帳を活用するなどの方法で、保護者との情報交換を行うこと。
- ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、子ども家庭支援センターと連携し、関連する機関と協力して対策を講じること。

- ⑦ 防災対策・防犯対策・不審者対策と安全指導及び避難訓練の実施をすること。
- ⑧ その他、放課後における児童の健全育成上必要な行動、遊びを行うこと。

【9. 保護者への支援・連携】

学童保育所の運営者は、学童保育所運営において、保護者のニーズに応え、運営の充実を図るため、保護者への支援を行い、保護者との連携を次のとおり行うこととする。

- (1) 学童保育所を保護者と共に創り上げるという意識を持てるよう、保護者の組織の活動について積極的に支援を行うこと。
- (2) 保護者と職員の協議の場を設けること。
- (3) 学童保育所の活動内容については、お便りや連絡帳等を通して保護者への周知を図り、積極的な情報提供を行うために定期的に保護者懇談会を開催すること。また、保護者が参加できるような活動を年間計画に織り込み、保護者も共に学童保育所の活動に参画することができるように配慮し、職員と保護者の信頼関係を築くことができるようにすること。
- (4) 学童保育所に関わる重大事項が発生した場合、第一に保護者に連絡をし、十分な説明ができる場を速やかに設けること。

【10. 学校及び教育委員会との連携】

学童保育所の運営者は、学童保育所運営において、効果的な運営をするために、次のとおり、学校及び教育委員会との連携を図るものとする。

- (1) 積極的に学校との連携を図ること。特に次に掲げる学童保育所利用児童に関係する情報については速やかに伝達し、共有すること。
 - ① 学級閉鎖や悪天候による学校閉鎖等の情報
 - ② 不審者情報及び、事件・事故等の情報
- (2) 児童の生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭・体育館や余裕教室等の利用、さらに放課後子どもプランにスムーズに参加できるように連携を図ること。
- (3) 児童の状況について、個人情報保護に十分な配慮を行いつつ、学校及び教育委員会との情報の共有を図ること。

【11. 関係機関・地域住民等との連携】

学童保育所の運営者は、学童保育所運営において、効果的な運営を行うために、次のとおり、関係機関、地域との連携を図るものとする。

- (1) 児童関係施設・保育所・幼稚園等と連携し、情報の共有と相互関係の構築に努めること。
- (2) 児童の病気や事故、トラブルなどに備えて日常から地域の医療・保健・福祉等の関係機関と連携を図るように努めること。
- (3) 職員と保護者が協力して地域住民、近隣住民との関係づくりに努めまた、遊びを豊かなものにしていくために、施設外保育を含め地域の資源（自然、人材、農地と作物等）を積極的に活用すること。

【12. 安全対策】

学童保育所の運営者は、学童保育所運営において、児童の安全を確保するために、次のとおり、配慮するものとする。

(1) 事故やケガの防止と対応

- ① 心身両面にわたり児童の安全を守るために、危険防止に向けた対策をとり、事故やケガが発生した時の対応に関するマニュアルを作成すること。
- ② 万が一事故やケガが発生した場合、近隣の医療機関等と連携して速やかに適切な処置を行うとともに、保護者に事実を伝え、誠実に対応すること。

(2) 防災・防犯対策

- ① 緊急事態の発生時には的確に対応できるよう、災害等緊急時の児童の避難、誘導、安全確保等及び必要な通報についての対応計画やマニュアルを作成し、職員に周知を図り、定期的に防災訓練、防犯訓練を行うこと。
- ② 消防署、警察署等の地域関連機関と連携をとるため定期的な会合を開催すること。
- ③ 不審者情報などの連絡を迅速に行うこと。

(3) 衛生管理

感染症等の発生時の対応について、学童保育所としての対応マニュアルを作成すること。

(4) 登所・降所時の安全確保

あらかじめ登所・降所時の安全確保のためのマニュアル等を作成し、地域の協力を得て安全対策に努めること。

(5) 上記に掲げたマニュアル等は定期的に見直しすること。

(6) 特に緊急時には保護者と職員の連絡を携帯電話やメールを活用して速やかに行えるように整備すること。また、小学校、警察、消防及び行政機関等との相互の連絡体制を作ること。

【13. 特に配慮を必要とする児童への対応】

学童保育所の運営者は、学童保育所運営において、特に配慮を必要とする児童について、次のとおり、対応するものとする。

(1) 障害のある児童について

- ① 利用の希望がある場合可能な限り受入れに努めること。
- ② 受入れに当たっては、施設・設備について配慮をすること。
- ③ 特別支援学校・特別支援学級などの送迎バスの降車場から学童保育所までの登所については、保護者との協議の上、登所が可能となるような配慮をすること。
- ④ 障害のある児童を受け入れるための研修等への参加に努め、受入後の円滑な運営に備えること。

(2) 虐待等への対応の必要のある児童について

- ① 虐待、いじめ、体罰等、権利が侵害される恐れのある児童についても特に配慮し、関係機関と密に連携して対応すること。
- ② 虐待等の問題についての研修等への参加に努め、受入後の円滑な運営に備えること。

【14. 事業内容の向上について】

学童保育所運営において、市及び指定管理者は、事業内容等の向上のため、次のとおり、配慮するものとする。

(1) 研修の実施，参加の保障について

- ① 職員の資質の向上，専門性を高めるための研修等を実施すること。
- ② 市，都，大学などの他の関連機関主催の学童保育所に関連する研修会へ職員が参加する機会及び情報を積極的に提供すること。

(2) 事業内容の点検等について

- ① 事業内容について組織的，客観的に検証する機会を持ち，事業内容向上に向けた取り組みに努めること。
- ② 定期的に他の学童施設職員と協議する機会を持ち，ともに事業内容向上を図ること。

【15. 市民への情報提供】

学童保育所の運営者は，学童保育所運営において，市民への情報提供について，次のとおり，行うものとする。

- (1) 学童保育所について，入所案内等を作成し，市報・インターネット等を通じて幅広く広報するとともに，就労している保護者が利用申請しやすいよう工夫に努めること。また，入所の募集にあたって適切な時期に様々な機会を利用して周知を図ること。
- (2) 新年度入所にあたっては，入所する前に児童及び保護者に対し学童保育所の運営方針，年間計画等について説明会を開くこと。
- (3) 学童保育所の運営状況について，市民に積極的に情報提供を行い，学童保育所への理解や認識を深めることに努め，市民との信頼関係を構築すること。

【16. 苦情・要望への対応】

学童保育所の運営者は，学童保育所運営において，利用者に限らず，地域からの苦情・要望について，苦情対策責任者，苦情受付担当者，第三者委員の設置や，解決に向けたマニュアルの整理等，迅速かつ適切に解決を図るため，次の内容に留意し，十分な対応を行うこととする。市は，さらに，今後，第三者による事業評価を行うしくみを構築することとする。なお，市は，施設運営が指定管理制度に移行した場合は，指定管理者と連携して，苦情・要望への対応に努めることとする。

- (1) 苦情・要望の受付窓口について，児童や保護者に周知すること。
- (2) 苦情・要望を受け付けた場合は内容をよく聴き取り，速やかに対応し，解決を図ること。
- (3) 苦情・要望を受け付ける手法として，今あるしくみの他，更に充実させること。特に，定期的なニーズの把握に努めること。
- (4) 苦情・要望については，課題の抽出を行い，職員間の共有を図ること。
- (5) 苦情・要望については，個人情報に配慮しつつ，保護者への公開に努めること。

【17. 施設の運営方法について大きな変更がある場合】

市は，施設の運営方法について，大きく変更する場合は，次の内容を守らなければならないものとする。

- (1) 学童保育所保護者会連合会及び対象学童保育所の保護者等に変更内容等について，速やかに通知すること。
- (2) 保護者と十分な話し合いが出来るように会を設けることとし，話し合いの場で必要な資料は，そ

の場で十分な話し合いが出来るよう事前に配布，または市のホームページ等で閲覧できるようにすること。

- (3) 保護者との話し合いの場では，できるだけ保護者の意見も取り入れ，反映するように努めること。
- (4) 施設の運営主体を変更する場合，運営団体決定の際は，相互理解のため運営引き継ぎ期間開始前に保護者会を設け，保護者と運営団体との顔合わせを行うこと。また，引き継ぎに関しては，児童の心の安定を第一に考慮し，十分な期間を設け，引き継ぎ期間終了前には，十分な引継ぎが行われたか，児童及び保護者を含め確認する機会を設けること。
- (5) 国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例，国分寺市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則などの各規定に基づいた手続きをとること。

Ⅱ 国分寺市立児童館・学童保育所の施設整備計画

市は、現在、国分寺市の児童館及び学童保育所の施設整備に関し、以下の問題があるため、これの解決のため、対応方針、優先順位を定め、計画的に整備を図るものとする。

【問題点】

1	耐震工事を必要とする施設。	第一東恋ヶ窪学童保育所（S56年設置）
2	鉄筋コンクリート造（耐用年数50年）、軽量鉄骨造（耐用年数22年）の耐用年数に近付いている、あるいは超えている、老朽化した施設。	東元町学童保育所（S56年設置） 本多児童館・学童保育所（S49年設置） 日吉町学童保育所（S51年設置、S63年改築） 西恋ヶ窪学童保育所（S57年設置）
3	定員を大幅に超え、狭隘状況の発生している施設。	東元町学童保育所（定員43、登録51）※登録数は本多学童保育所（定員40、登録53） H21.4現在 日吉町学童保育所（定員56、登録76） 第一泉町学童保育所（定員71、登録77） 西恋ヶ窪学童保育所（定員42、登録62）

上記のうち、児童の生命に即時・直接関わることから、市は施設の耐震化を最も重要視すべき事項とし、「国分寺市耐震改修促進計画」（平成20年3月策定）で定める耐震基準を満たさない状態の解消を最優先に対応するものとする。それぞれの問題への対応方針は、以下のとおりとする。

【対応方針】

1：施設の耐震化	耐震診断の結果により、緊急性の高い施設から順次耐震工事を行う。
2：老朽化への対応	それぞれの耐用年数に合わせ、年次的に解消していく。
3：狭隘状況への対応	学童保育所において、生活スペースにつき児童1人あたり1.65㎡以上の空間の確保を基準とし、その達成に努める。また、1施設の上限人数を最大70人とする。この基準を超える状態が続くことが継続して見込まれる場合は、分割するなど規模の適正化に努める。なお、4年生以上の入所要望なども踏まえ、教育部との調整により、放課後子どもプランの活用と連携も視野に入れていく必要がある。学童保育所児童も放課後プランに加わり、学校施設を活用し、地域の一員として他の児童との交流が図れるよう充実させる。 ※「1.65㎡」の根拠：「放課後児童クラブガイドラインについて」（厚生労働省平成19年10月19日通知）に、「子どもが生活するスペースについては児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい」とされていることに基づく。

市は、この方針に従い、現在長期総合計画において予定されている施設整備を、平成22～28年度の間、次のように行っていくものとする。

【施設整備計画】

順序	施設	内容
1	東元町学童保育所	老朽化と狭隘状況の解消のため、建替えを実施する。 ※耐震診断未実施のため、早期の実施を要する。
2	本多児童館・学童保育所	老朽化、狭隘状況の解消のため、大改修工事または建て替えの実施を検討する。
3	第一東恋ヶ窪学童保育所	耐震工事を実施する。
4	日吉町学童保育所	老朽化と狭隘状況の解消のため、教育委員会等と調整し増改築工事の実施に向けて検討する。
5	西恋ヶ窪学童保育所	老朽化と狭隘状況の解消のため、教育委員会等と調整し増改築工事の実施に向けて検討する。

Ⅲ 国分寺市立児童館・学童保育所の施設運営計画

国分寺市立児童館・学童保育所について、市は、今後、次のような運営体制の確立を推進していくものとする。

1. サービスの拡大・事業の安定と質の確保

学童保育所の保育時間延長や児童館の開館時間の延長、職員体制充実等による安全で豊かな事業展開などのサービスの拡大を行うものとする。

なお、サービスの拡大に際しては、以下のことを遵守するものとする。

- ① 施設運営については市が最終的に責任を負うことを基本的な考え方とし、全施設において適切な運営が行われることを担保すること。
- ② 個々の施設の事業運営の差により利用者への不利益が生じないようにすること。
- ③ 個々の施設の事業の評価を十分に行い、市民への説明を十分に実施すること。
- ④ 施設整備の必要な施設については、整備を行うこと。

2. 職員体制の充実

市は、今後、利用者の安全と安心を確保しつつサービスの拡大を図るため、開館時間の延長等を実施する場合は、勤務体制を整えるため、全施設において、原則として常勤職員の3名以上配置に努めるものとする。

※職員配置数の根拠：「放課後児童クラブガイドラインについて」（厚生労働省平成19年10月19日通知）によると、「放課後児童クラブには、放課後児童指導員を配置すること。」とあるが、具体的な配置数は示されていない。
当市においては、平成9年の児童福祉法改正により学童保育所事業が法制化される以前（昭和44年より事業開始）より、1施設あたりの常勤職員最低配置数を2名として、現在に至っている。

3. 今後の具体的な施設運営について

【1】今後の実施の方向について

市は、上記1及び2の内容とともに、児童館・学童保育所それぞれの定めるガイドラインを順守し、今後の具体的な運営計画を定めるものとする。現在、長期総合計画では、指定管理者制度の導入の方針が示されている。今後は、現在既に実施している指定管理者の評価を行い、順次、指定管理者制度の導入を図るものとする。

【2】市は、児童館・学童保育所運営に果たすべき行政の役割について、特に次の点に配慮するものとする。

- ① 全施設において市のガイドラインに基づく、適切な運営を図ること。
- ② 個々の施設の事業運営の評価を十分に行うこと。
- ③ 各地域・各学校及び施設間の連絡調整等コーディネート機能を担い、各施設からの相談に応じるなど、全施設の安定運営を図ること。
- ④ 特に、配慮の必要な障害児等の対応について、中心的な役割を担うこと。

【3】今後の検討について

市は、今後の取り組みとして、次のとおり検討していくものとする

(1) 児童館について

① 開館時間に関する今後の取り組み

イ 全児童館において、午後7時までの開館時間を延長することに向けての検討を行うこと。

ロ 複合施設内児童館については、開館時間延長をする場合は関係課との協議を行うこと。

(2) 学童保育所について

① 対象児童に関する今後の取り組み

イ 4年生以上の高学年については、今後、学童保育所職員が積極的に関わり、児童館や放課後子どもプランと連携し、全児童の放課後を充実していく視点で検討していくこと。

学校敷地内にある学童保育所（児童館併設ではない）1箇所からモデルケースとして実施することについて、検討を開始し、他の学校敷地内の学童保育所においても、同様に順次検討を進めていくこと。

ロ 障害児については、幅広く受け入れることを検討し、同時に放課後子どもプランでの障害児の受入れについても、教育委員会及び放課後子どもプラン実施委員会と調整を図りつつ、充実するため、検討をしていくこと。専門的な医療ケアが必要な重度障害児や、中学生障害児について、専門的スキルのある法人等との連携も視野に入れて、検討を行うこと。

② 開所時間に関する今後の取り組み

全学童保育所において、平日は下校時～午後7時、休校日は午前8時～午後7時を開所時間とするための検討をすること。開所時間延長が全施設で実現するまでの間、4月1日からの1か月間程度、新一年生延長保育を実施すること。

資料 1

国分寺市立児童館・学童保育所の市独自のガイドライン等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 国分寺市立児童館及び国分寺市立学童保育所（以下「児童館・学童保育所」という。）の施設整備計画及び施設運営計画の策定並びに児童館・学童保育所の施設運営に関する市独自のガイドラインの策定に関し、多様な視点から検討を行うため、国分寺市立児童館・学童保育所の市独自のガイドライン等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長へ報告する。

- (1) 児童館・学童保育所の施設整備計画及び施設運営計画の案の策定に関すること。
- (2) 児童館・学童保育所の施設運営に関する市独自のガイドラインの案の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる14人以内の委員をもって組織する。

- (1) 公募により選出された市民 4人以内
- (2) 識見を有する者 2人以内
- (3) 国分寺市立学童保育所の保護者の代表者 2人以内
- (4) 市内の小・中学校の保護者の代表者 1人以内
- (5) 国分寺市立保育所に入所している児童の保護者の代表者 1人以内
- (6) 親子ひろば事業を委託している団体の代表者 1人以内
- (7) 市の職員 3人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告をもって終了する。

2 委員が欠けたときは、後任の委員を補充することができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、子ども福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

資料 2

国分寺市立児童館・学童保育所の市独自のガイドライン等策定委員会委員名簿

	氏名	所属団体等
1	卯城 ひさゑ	公募市民
2	山本 和彦	公募市民
3	高島 恵美	公募市民
4	木谷 文子	公募市民
5	草野 篤子（会長）	白梅学園短期大学教授
6	斎藤 嘉孝（副会長）	西武文理大学准教授
7	小方 幸恵	国分寺市学童保育所保護者会連合会
8	若松 公子	国分寺市学童保育所保護者会連合会
9	森 きよみ	国分寺市立小・中学校PTA連合会
10	武藤 洋平	国分寺市保育園保護者の会連合会
11	中村 祐子	NPO法人冒険遊び場の会
12	山川 結美	子ども福祉部子育て支援課児童館・学童保育担当係長
13	伊藤 寿一	政策部政策経営課政策経営担当係長
14	福島 繁雄	教育部社会教育・スポーツ振興課長

（名簿は委員会設置要綱第3条の選出区分の順による）

資料3

国分寺市立児童館・学童保育所の市独自のガイドライン等策定委員会開催状況

開催回数	開催日	主な内容
第1回	平成21年 6月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・副市長より挨拶 ・委嘱 ・事務局より会の趣旨説明 ・委員自己紹介
第2回	6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインたたき台の提示（国，都，父母連，子育て支援課職員案） ・児童館・学童保育所施設整備計画について，事務局案の検討
第3回	7月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備計画の修正案承認 ・学童保育所ガイドライン案の検討（学童保育所の理念，対象児童，規模，施設・設備について）
第4回	8月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育所ガイドライン案の検討（職員体制，指導員の役割について）
第5回	8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育所ガイドライン案についての検討（指導員の役割，保護者への連携・支援，学校との連携，関係機関・地域との連携，安全対策について）
第6回	9月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育所ガイドライン案についての検討（特に配慮を必要とする児童への対応，事業内容の向上について）
第7回	9月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育所ガイドライン案についての検討（利用者への情報提供等，苦情・要望への対応について）
第8回	10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・施設運営計画についての検討
第9回	10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館ガイドライン案についての検討（児童館の理念，対象者，開館日・開館時間，施設・設備，職員体制，児童館職員の役割，学校及び教育委員会との連携，関係機関・地域との連携，安全対策，特に配慮を必要とする利用者への対応，事業内容等の向上について，利用者への情報提供等，苦情・要望への対応について）
第10回	11月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館ガイドライン案及び学童保育所ガイドライン案についての検討（運営主体を変更する場合について） ・施設運営計画についての検討 ・策定委員会報告書案についての確認，修正

国分寺市立児童館・学童保育所の施設運営ガイドライン
国分寺市立児童館・学童保育所の施設整備計画
国分寺市立児童館・学童保育所の施設運営計画

平成 22 年 3 月

編集・発行

国分寺市 子ども福祉部 子育て支援課
〒185-8501 国分寺市戸倉 1 丁目 6 番地 1
TEL 042-325-0111 (代表)